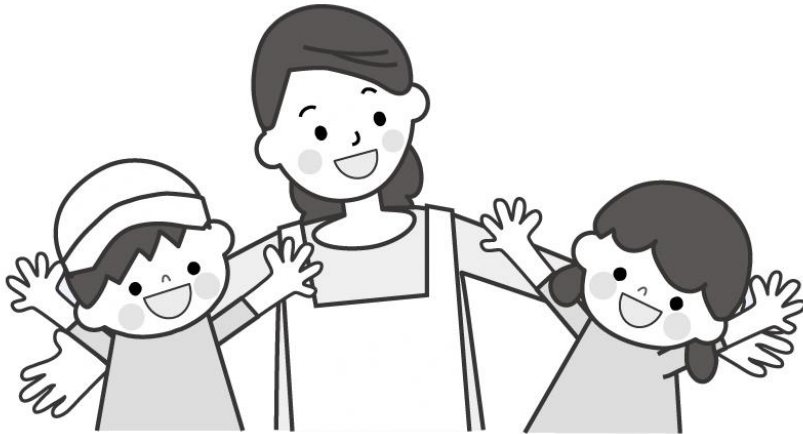


児童扶養手当



前橋市

1. 制度の目的

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることにあります。

2. 手当を受ける手続き

申請時の必要書類は、支給該当要件・世帯の状況・住居の状況等により、申請者ごとに異なります。下記の窓口で申請に関する事前相談をしていただき、申請手続きに必要なものを書面にて交付しております。聞き間違い等の防止のため、必要書類は電話ではお答えしていません。

- 【申請場所】** 子育て支援課（前橋市保健センター2階）及び、大胡・宮城・粕川・富士見の各支所
※申請の手続きは、原則申請者本人以外は受け付けることができません。
※申請書に申請者、対象児童及び同居する扶養義務者の個人番号を記入していただきます。また、申請者の個人番号等を確認させていただきますので、次の「番号確認及び本人確認をするために必要なもの」をご用意ください（難しい場合は御相談ください）。

番号確認のために必要なもの	本人確認のために必要なもの
①マイナンバー（個人番号）カード ②通知カード ③マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	①マイナンバー（個人番号）カード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ③官公署から発行・発給された写真付きの身分証明書で適用と認められるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

3. 支給要件

下記の①～⑨の事由に当たる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」、「該当父母に代わって養育している養育者」です。

なお、児童が一定の基準以上の障害を有する場合は20歳未満まで手当を受けることができます。

- ① 父母が婚姻の解消をした児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害の状態（2ページ〈別表1〉）にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母の子）
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）



! 注意

離婚した前夫・前妻、未婚の父、親族以外の異性等が住民票を同居所に置いたままになっている場合、児童扶養手当の支給要件（＝離婚）があっても、住民票上、異性との同居がある（＝事実婚）と判断するため、原則、支給できません。ただし、このような場合でも、事情によっては支給が可能になる場合がありますので、窓口にご相談ください。

☆次のような場合は、手当は支給されません。

- ① 受給者及び対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 対象児童が児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ③ 対象児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設等を除く）に入所しているとき
- ④ 対象児童が父又は母の配偶者（事実婚関係を含む）に養育されているとき
ただし、その配偶者が、重度の障害〈別表1〉の状態にあるときは除きます。

〈別表1〉父又は母の障害基準

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

（備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

4. 手当の支給

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から下記の内訳で受給者が指定した金融機関の口座に各支給月の11日に振り込まれます。金融機関が休みの場合には直近の営業日になります。

支給月	内 訳			
4月支給	12月分	1月分	2月分	3月分
8月支給	4月分	5月分	6月分	7月分
11月支給	8月分	9月分	10月分	—
1月支給	11月分	12月分	—	—
3月支給	1月分	2月分	—	—

☆手当金額（月額）（平成31年4月1日改訂）

所得制限により次のいずれかの額になるか、全額が支給停止されます。

区分	児童1人	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,910円	10,140円	6,080円
一部支給	42,900円～10,120円	10,130円～5,070円	6,070円～3,040円

※一部支給は、受給者の所得により10円単位で決定されます。

※手当額は毎年4月に物価スライド等により改定する場合があります。

5. 手当額の計算方法（所得による支給制限）

① 児童扶養手当上の所得を求める

税法上の所得＋養育費の8割分－80,000円－諸控除（下表参照）

諸控除の額（円）			
寡婦（夫）控除	270,000	勤労学生控除	270,000
特別寡婦控除	350,000	配偶者特別控除	住民税で控除された金額
障害者控除	270,000	医療費控除	
特別障害者控除	400,000	雑損控除等	

※父又は母が受給者である場合は、寡婦（夫）控除及び特別寡婦控除は控除されません。

※養育費とは、前夫又は前妻から受給者又は対象児童が受け取った金銭、その他の有価証券が該当します（慰謝料は該当しません）。受給者が父又は母である場合には、養育費の8割を所得に加算することになります。加算対象時期は下記の表を参考にしてください。

※認定請求時、毎年の現況届時に「養育費等に関する申告書」で実際を受取金額を申告していただきます。

【算定の基礎となる所得の対象年月】

対象年	平成 31 年(令和 1 年)		令和 2 年		令和 3 年	
支給月	1～10月	11～12月	1～10月	11～12月	1～10月	11～12月
所得	平成 29 年分		平成 30 年分		平成 31 年(令和 1 年)分	
養育費8割	平成 29 年分		平成 30 年分		令和 2 年分	

② 支給区分の決定

下記の表で自身の税法上の扶養親族数欄を横に見て①で求めた額が「全部支給」欄の数字未満であれば「全部支給」、それ以上で「一部支給」欄の数字未満であると「一部支給停止」、それ以上で「全部支給停止」となり、所得の修正申告等がない限り次の10月まで支給額が0円となります。

（単位：円）

税法上の 扶養親族等の数	受給者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
以降1人につき	380,000	380,000	380,000
加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族 1人につき 100,000円 特定扶養親族 1人につき 150,000円		老人扶養親族（扶養親族と同数の場合は 1人を除き） 1人につき 60,000円

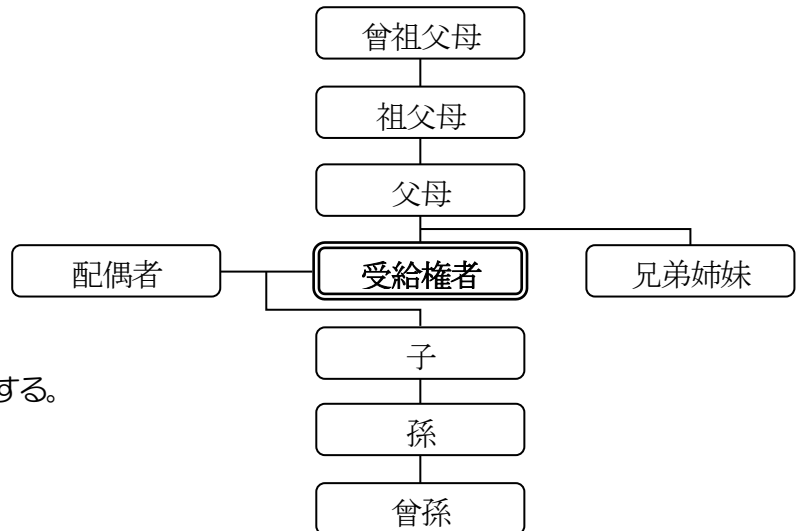
※一部支給額＝一部支給停止上限額－〔所得額(上記の計算方法で計算した所得額)－※税法上の扶養親族数に応じた全部支給欄の数字〕×係数 ※ 部は10円未満を四捨五入 係数：本体額：0.0229231 第2子加算額：0.0035385 第3子加算額：0.0021189

〔扶養義務者の所得について〕

民法第877条第1項に定める扶養義務者（受給者の父母、祖父母、子、兄弟姉妹、配偶者等）で、受給者と生計を同じくする者の所得が、政令で定める額（3ページの所得制限限度額表参照）以上の場合には、その該当年については、全部支給停止になります。

〈別表2〉 扶養義務者の範囲

※養子縁組をした場合は、血族とみなす。
※離婚した場合は、親族関係は終了する。
※扶養義務者が2人以上の場合は、
控除後の所得が一番高い者の所得で認定する。



6. その他の支給制限

① 公的年金等による支給停止

児童扶養手当法で定める公的年金給付を受給者又は児童が受けている場合や、公的年金給付額の加算の対象となっている場合は、所得による支給制限に加えて所定の計算式で計算された手当の全部又は一部が停止されます。

② 一部支給停止適用除外届出書について

児童扶養手当は手当の支給開始月の初日から5年又は手当の支給要件に該当した月の初日から7年（認定請求時に、対象児童が3歳未満であった場合は、児童が3歳になった月の翌月の初日から5年）を経過する場合に、事前に市から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、5年等経過年月が含まれる年度の現況届時と毎年現況届時に「一部支給停止適用除外届出書」の提出が必要となります。届出がなされませんと手当の一部が最大半額を上限に支給停止となることがありますので、必ず届出を行ってください。

【一部支給停止適用除外事由】

- ① 就業・求職活動その他自立を図る活動をしていること
- ② 一定の障害の状態にあること
- ③ 負傷・疾病等により就業することが困難であること
- ④ 監護する児童又は親族が障害の状態にある場合又は疾病、傷病もしくは要介護状態等にあり、介護する必要があるため、就業することが困難であること

7. 手当を受けている方の届出義務

- ① **【現況届】** 毎年8月に支給要件の審査を受けます。事前に通知文を送付しますので、必ず手続きをして下さい。未届の場合、**11月**以降の手当が停止し、2年間未届の場合は資格が時効により無くなります。
- ② **【手当額改定届】** 支給対象児童の数が減ったとき
- ③ **【手当額改定請求書】** 対象児童が増えたとき
- ④ **【受給者死亡届】** 受給者が死亡したとき
- ⑤ **【市外転出届】** 市外へ転居したとき（転入先への児童扶養手当転入届の提出も必要です）
- ⑥ **【変更届(氏名・住所・支払い金融機関)】** 氏名変更・市内転居・振込口座変更のとき
- ⑦ **【証書亡失届・再交付申請書】** 手当証書を紛失・汚してしまったとき
- ⑧ **【障害認定診断書】** 障害認定で期間の定めがある人は、診断書等を提出して再認定を受けなければ、有期認定の終期の月の翌月から手当は支給されません。
- ⑨ **【支給停止関係届】** 受給者自身や扶養義務者が所得額を修正申告したとき
受給者が所得の高い扶養義務者と同居したとき、又は、別居したとき
- ⑩ **【資格喪失届】** 以下の場合は、受給資格がなくなります
 - ・ 受給者である父又は母が婚姻したとき（同居などの事実上婚姻関係を含む）
 - ・ 児童が父又は母（同居などの事実上婚姻関係を含む）と生活するようになったとき
 - ・ 遺棄していた父又は母から連絡があったとき
 - ・ 拘禁されていた父又は母が出所したとき（仮出所を含む）
 - ・ 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、通園施設を除く）に入所したとき
 - ・ 受給者が児童を監護しなくなったとき
 - ・ 児童が死亡したとき
- ⑪ **【公的年金給付等受給状況届】**
受給者又は児童が年金等を受給し始めたとき、年金等の額が変更になったとき
※年金を受給している方は毎年6月に当該年の年金額の報告が必要です。

注意

上記の届出書が未提出の場合、**手当を全額返還**していただくこともあります。
各届出書は、市の窓口で用意してありますので、印鑑と児童扶養手当証書を持参のうえ窓口にお申し出ください。

☆次のような場合には、手当の全部又は一部を支給しないことがあります。

- ① 受給者が正当な理由がなく手当に係る各種届出や資料の提供、質問などに応じなかったとき
- ② 受給者が児童の監護又は養育を著しく怠っているとき
- ③ 受給者が手当について虚偽の申請又は届出をしたとき

【お問い合わせ先】 前橋市保健センター 子育て支援課 電話：027-220-5701（直通）